

付 録

1 平成13年度税制改正の要綱

1 平成 13 年度税制改正の要綱

平成 13 年 1 月 16 日

閣 議 決 定

最近の経済情勢等を踏まえ、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 企業組織再編成

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、分割・合併等の企業組織再編成に係る税制を次のとおり整備する。

1 法人における課税の取扱い

(1) 移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が、分割、合併、現物出資又は事後設立（以下「組織再編成」という。）によりその有する資産等を他に移転した場合において、当該組織再編成が下記の適格組織再編成（適格分割、適格合併、適格現物出資又は適格事後設立）に該当する場合には、下記のとおりに譲渡損益の計上を繰り延べる。

適格組織再編成

イ 適格分割とは、次のいずれかに該当する分割とする。

ただし、分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され、かつ、分割型分割にあつては、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限る。

- (イ) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 100 の持分関係である場合の分割
- (ロ) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 50 超 100 分の 100 未満の持分関係である場合の分割で、次の要件に該当するもの
 - (i) 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に引き継がれていること。
 - (ii) 分割法人の分割事業の従業者の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人において引き続き業務に従事することが見込まれていること。
 - (iii) 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。
- (ハ) 共同事業を行うための分割で、次の要件に該当するもの
 - (i) 分割により交付された分割承継法人の株式を継続して保有することが見込まれていること。
 - (ii) 上記(ロ) (i)から(iii)までの要件

付 録

ここで、共同事業とは、分割法人の分割事業と分割承継法人のいずれかの事業とが相互に関連性を有するものであることに加え、それぞれの事業の売上金額、従業員数若しくはこれらに準ずるものの比率が概ね5倍を超えないこと又は分割法人と分割承継法人の双方の役員が分割後に分割承継法人の経営に従事する常務クラス以上の役員となることとの要件に該当するものをいう。

□ 適格合併及び適格現物出資とは、上記の適格分割の要件に準ずる要件に該当する合併及び現物出資とする。

ハ 適格事後設立とは、次の要件に該当する事後設立とする。

- (イ) 資産等の譲渡が、子会社設立時に予定されており、子会社設立後6月以内に行われたこと。
- (ロ) 資産等の譲渡の対価が子会社設立時の払込金銭の額と概ね同額であったこと。
- (ハ) 持分割合が100分の100の子会社株式を資産等の譲渡時まで引き続き保有していたこと。
- (ニ) 持分割合が100分の100未満となることが見込まれていないこと。

移転資産等の譲渡損益の計上の繰延べ

イ 適格分割型分割又は適格合併による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の引継ぎとし、譲渡損益の発生はないものとする。

□ 適格分社型分割又は適格現物出資による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の譲渡とし、譲渡損益の計上を繰り延べる。

なお、この措置を講ずることに伴い、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度は廃止する。

ハ 適格事後設立による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損相当額の子会社株式の帳簿価額の修正損又は修正益を計上するものとする。

この場合、子会社は、購入した資産等の帳簿価額を親会社の帳簿価額と同額に修正する。

(注) 適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損は、分割型分割又は合併にあってはその前日の属する事業年度、分社型分割にあってはその日の属する事業年度の益金の額又は損金の額とする。

なお、この措置を講ずることに伴い、合併の場合の清算所得に対する法人税は廃止する。

(2) 資本の部の金額の取扱い

適格分割型分割及び適格合併においては、利益積立金額の引継ぎを行う。また、分割型分割及び合併の場合には、いわゆるみなし事業年度を設ける。

なお、分社型分割、現物出資及び事後設立においては、利益積立金額は引き継がない。

2 株主における課税の取扱い

(1) 株式の譲渡損益の取扱い

分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株（分割法人又は被合併法人の株式）の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(2) みなし配当の取扱い

適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が交付を受けた分割承継法人等の株式等の価額のうち、資本等の金額を超える部分を原資とする金額につ

いて、配当とみなす。

なお、資産の交付がない場合のみなし配当課税は廃止する。

3 その他引当金等の取扱い

その他引当金等の取扱いについて、組織再編成の形態に応じて、別紙一のとおり所要の措置を講ずる。

4 租税回避の防止

繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に係る包括的な租税回避防止規定を設ける。

5 登録免許税・消費税・印紙税

(1) 登録免許税

商業登記

分割による株式会社等の設立又は増資の登記に係る登録免許税について、その資本の金額又は増加した資本の金額に係る税率を、1,000分の1.5(分割をする株式会社等の分割前の資本の金額から分割後の資本の金額を控除した金額を超える部分については、1,000分の7(最低税額3万円))とする等の措置を講ずる。

商業登記以外の登記等

株式会社等が分割により不動産の所有権等を取得した場合に、5年間の措置として、当該不動産の所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率を合併による所有権の移転登記等に係るものと同水準(不動産の所有権の移転登記等1,000分の6(本則1,000分の50)等)とする。

(2) 消費税

分割、現物出資、事後設立があった場合の消費税の納税義務の判定等に関し、その形態に応じて必要な措置を講ずるほか、分割承継法人が承継した資産につき対価の返還等や貸倒れが生じた場合の消費税額の控除その他の制度について、合併の場合に準じて所要の整備を行う。

(3) 印紙税

分割契約書及び分割計画書に係る印紙税の税率を一通につき4万円とする。

6 その他

(1) 法人が分割(分社型分割を除く。)をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した国税について、連帯納付の責任を負うこととする。ただし、分割法人から承継した財産の価額を限度とする。

(2) 分割法人の国税の裁決等に伴って税額等が異動する分割承継法人の国税等についての更正決定等を、その期間制限の特例の対象とする。

(3) 組織再編成が行われた場合の質問検査権について所要の整備を行う。

(4) 以上のほか、別紙二に掲げる各種の租税特別措置を含む組織再編成に係る税制の整備について所要の措置を講ずるとともに、必要な経過措置を講ずる。

付 録

(注) 上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用する。

(備考) 連結納税制度について、引き続き、その導入に向けた検討を進める。

二 住宅税制

- 1 平成 11 年から 2 年半の間講じられている住宅ローン控除制度の終了(平成 13 年 6 月 30 日)に伴い、平成 15 年 12 月 31 日までの制度として新住宅ローン減税制度を創設する。この場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間については、次のとおりとする。

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成 13 年 7 月 1 日から 平成 15 年 12 月 31 日まで	10 年間	5,000 万円以下の部分	1%

なお、居住用家屋を平成 16 年中に居住の用に供する場合には、居住用家屋を平成 13 年後期中に居住の用に供する場合の現行の措置と同様の措置とする。

- 2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を 3 年延長する。
- 3 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を 3 年延長する。
- (1) 買換え資産である家屋の床面積要件の上限を 280 m² (現行 240 m²) に引き上げる。
- (2) 買換え資産である耐火建築物に係る築後経過年数要件を 25 年以内 (現行 20 年以内) に緩和する。
- (注) 上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 4 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を 3 年延長する。
- (1) 非課税限度額を 550 万円 (現行 300 万円) に引き上げる。
- (2) 適用対象に次の贈与を加える。
- その者の所有する住宅について一定の増改築の費用に充てるために受ける金銭の贈与
住宅取得資金を贈与により取得した日前 5 年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有する住宅を、当該贈与の日の属する年の翌年 12 月 31 日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
- (注) 上記の改正は、平成 13 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する金銭に係る贈与税について適用する。
- 5 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する。

三 中小企業投資促進税制等

- 1 中小企業投資促進税制について、中小企業者等が、平成 14 年 3 月 31 日までの間に一定の機械装置、器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得し、製造業、建設業等の用に供した場合には、取得価額の 100 分の 30 の特別償却又は取得価額の 100 分の 7 の特別税額控除の選択適用（一定の要件を満たすリース資産についても特別税額控除を適用）を認める。
- 2 中小企業技術基盤強化税制について、その適用期限を 2 年延長し、特別税額控除割合を、平成 14 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度（平成 14 年分）については 100 分の 10 とし、平成 14 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 15 年分）については 100 分の 6 とする。

四 金融関係税制

- 1 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、平成 11 年度税制改正で設けられた経過措置の適用期限を 2 年延長する。あわせて、源泉分離課税のみなし譲渡利益率を 5.25% とする特例措置の期限を 2 年延長する。
- 2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。
 - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して 20% の税率により確定申告を通じて課税する。
 - (2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。
 - (3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。
 - (4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。

付 録

- (5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。
- (6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

3 非居住者・外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、非居住者・外国法人が、日本銀行及び税務署長の承認を受けた海外の適格外国仲介業者を経由し、国債振替決済制度上の直接・間接参加者の国内の営業所等を通じて一括登録国債を寄託した場合には、租税条約上の情報交換条項の利用を前提とする一定の本人確認手続等を整備した上、非課税の対象とする。

(注) 上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に支払われる一括登録国債の利子について適用する。

五 社会経済情勢の変化への対応

1 情報通信

- (1) 電子計算機の耐用年数（現行 6 年）について、実態を踏まえ、パーソナルコンピュータについては 4 年、その他のものについては 5 年に短縮する。

(注) 上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 13 年分）について適用する。

なお、特定情報通信機器の即時償却制度は、期限どおり廃止する。

- (2) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

電気通信事業者及び有線放送電話業者が取得する広帯域加入者網普及促進設備について、取得価額の 100 分の 18 の特別償却を認める措置を講ずる。

電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得する波長分割多重化装置につき取得価額の 100 分の 15 の特別償却を認めるほか、対象設備の見直しを行う。

電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、有線テレビジョン放送事業者が取得するデジタルヘッドエンド装置につき取得価額の 100 分の 12 の特別償却を認めるほか、対象設備の見直しを行う。

電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得するウイルス監視装置につき取得価額の 100 分の 12 の特別償却を認めるとともに、回線切替装置に係る償却割合を 100 分の 6（現行 100 分の 8）に引き下げるほか、対象設備の見直しを行う。

2 特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人（NPO 法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定 NPO 法人」という。認定の要件等については、別紙三のとおりとする。）の活動を支援するため、次の特例措置を講ずる。

- (1) 個人が、認定 NPO 法人に対して寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなして寄付金控除の適用を認

める。

- (2) 法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。
 - (3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に対して相続財産等の寄附をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該寄附に係る財産の価額をその者の相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。ただし、当該寄附を受けた認定NPO法人が、一定期間内に取得した財産を公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、適用しない。
- (注) 上記の改正は、平成13年10月1日から施行する。

3 贈与税の基礎控除の引上げ

贈与税の基礎控除の金額を、当分の間、110万円（現行60万円）に引き上げる。

- (注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4 相続税の小規模宅地等の特例の拡充

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の措置を講ずる。

- (1) 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を400㎡までの部分（現行330㎡までの部分）に拡大する。
 - (2) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を240㎡までの部分（現行200㎡までの部分）に拡大する。
 - (3) 上記(1)の宅地等、(2)の宅地等及びその他の特例適用対象宅地等のうちいずれか2以上の宅地等を選択する場合には、適用対象面積の調整を行う。
- (注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

5 土地税制

- (1) 個人の長期譲渡所得の課税の特例制度について、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に土地等又は建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を平成15年12月31日まで延長する。
- (3) 個人の短期譲渡所得の課税の特例制度について、軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件の適用停止措置の期限を3年延長する。
- (4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。
- (5) 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等

付 録

に係る適用除外)の適用期限も平成15年12月31日まで延長する。

- (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度について、及びの見直しを行った上、適用期限等を のとおり延長する。

既成市街地等の中から外への買換えについて、譲渡資産に係る取得時期の制限(現行平成3年3月31日以前に取得されたもの)を所有期間10年超のものとする。

次の買換えを適用対象から除外する。

イ 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え

ロ 新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域内への買換え

ハ 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え

ニ 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地、建物等から事業の構造改善・事業転換に資する建物、機械装置への買換え

適用期限等の延長

イ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換え計画認定期限を2年延長

ロ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え適用期限を3年延長

ハ その他の買換え適用期限を5年延長

- (7) 収用等の場合の5,000万円特別控除等について、次の措置を講ずる。

適用対象に、土地等が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づいて使用されることとなったことに伴い、その土地に係る同法の事業区域にある資産につき、同法の物件の引渡し等をしなければならなくなった場合において、その資産の損失に対する補償金を取得するときを加える。

収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明書制度の対象とされている社会福祉法人の設置に係る保育所の人数要件を20人以上(現行60人以上)に緩和する。

(注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用する。

- (8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を加える。

- (9) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。

特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。

適用対象に、土地等につき高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本構想に定められた土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地に対応する部分の譲渡(当該同意保留地を取得をした者の当該同意保留地に対応する部分の土地等の譲渡を除く。)があったときを加える。

- (10) 特定目的会社(SPC)が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用要件を見直した上、軽減税率を1,000

分の 16（現行 1,000 分の 25）に引き下げ、その適用期限を平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- (11) 平成 13 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす投資信託により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 16（本則 1,000 分の 50）に軽減する。
- (12) 平成 13 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす投資法人が不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 16（本則 1,000 分の 50）に軽減する。
- (13) 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を 3 年延長する。
- (14) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を 2 年延長する。

6 企業年金

- (1) 企業年金法（仮称）の制定に伴い、同法に基づく企業年金の拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。なお、適格退職年金制度は所要の期間経過後に廃止することとし、適格退職年金制度から企業年金制度等への移行に関する所要の措置を講ずる。

拠出段階

- イ 事業主が拠出する掛金については、事業主の所得の金額の計算上損金（必要経費）に算入するとともに、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。
- ロ 加入者本人が拠出する掛金については、生命保険料控除を適用する。

運用段階

事業主が拠出する掛金及びその運用益等を対象として、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）を課税する。

給付段階

- イ 年金給付の老齢給付金については公的年金等控除を適用するほか、一時金払いの老齢給付金については退職手当等とみなす。
 - ロ 障害給付金については、所得税を課さない。
 - ハ 遺族給付金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とし、所得税を課さない。
- その他所要の措置を講ずる。

- (2) 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を 2 年延長する。

7 福祉・環境

- (1) 高齢者の居住安定の確保に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の供給計画に基づき建設される一定の高齢者向け優良賃貸住宅について、5 年間普通償却限度額の 100 分の 40（耐用年数が 35 年以上のものについては、100 分の 55）の割増償却を認める措置を講ずる。
- (2) 障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等にスロープ付タクシー及び低床式路面電車を加え、これらにつき基準取得価額の 100 分の 20 の特別償却を認めるほか、リフト付タクシーに係る償却割合を 100 分の 20（現行 100 分の 25）に引き下げる。

付 録

- (3) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 医療保健業を営む者が取得等をする改正医療法の構造設備基準に適合する病院用建物（建替えによるものに限る。）について、2年間の措置として、一定の要件の下に、基準取得価額の100分の15の特別償却を認める措置を講ずる。
- (5) 医療用機器等の特別償却制度について、一定の救急医療用機器に係る償却割合を100分の20（現行100分の14）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象となる環境事業団が行う特定施設の設置事業の用に供するための土地等の買取りについて、その対象となる特定施設の範囲に次の施設を加える。
 - 一定のPCB廃棄物処理施設
 - その敷地面積が5ha以上の建設廃棄物処理施設で地方公共団体等一定の者に対して譲渡されるもの
 - その敷地面積が5ha以上の大規模廃棄物焼却施設で地方公共団体等に対して譲渡されるもの
- (7) 公害防止用設備の特別償却制度について、PCB廃棄物処理装置、フロン回収装置及びフロン破壊装置を対象設備に加えるほか、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定計画に係る特定施設の設備に係る償却割合を100分の16（現行100分の17）に引き下げるとともに、一般公害防止用設備及び脱特定物質対応型設備の対象範囲の見直し等を行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。
- (8) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に食品循環資源再生利用設備を加える。
- (9) 特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。

8 その他

- (1) 生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる第三分野の保険商品の範囲について、個々の保険商品の性格等に応じ、所要の整備を行うこととする。
 - (2) 植林費の損金算入の特例について、損金算入割合を100分の35（現行100分の30）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - (3) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、一定の公共事業の用に供するために特例適用農地等を当該公共事業のために必要となる施設等の用に一時転用した場合には、納税猶予の特例の継続適用を認める措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後に特例適用農地等を一時転用する場合について適用する。

六 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 産炭地域における工業用機械等の特別償却

(2) 計画造林準備金

2 縮減等

(1) 税額控除等

増加試験研究費等の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加えるとともに、対象となる試験研究費の範囲から伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。

中小企業等基盤強化税制について、卸売業又は小売業を営む大規模法人等を適用対象者から除外するとともに、飲食店業及び特定旅館業に係る対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の取得価額の最低限度を280万円（現行250万円）に、リース費用総額の最低限度を370万円（現行340万円）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の15（現行100分の20）に引き下げるとともに、取引先から除外される外国法人（関係会社）の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、適用対象者から一定の農業協同組合及び同連合会を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(2) 特別償却

電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を100分の5（現行100分の7）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

船舶等の特別償却制度について、内航船舶の二重構造化タンカーに係る償却割合を100分の18（現行100分の19）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が140トン未満の航空機に係る償却割合を100分の5（現行100分の8）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の25（現行100分の26）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 中核的民間施設の特別償却制度について、償却割合を、多極分散型国土形成促進法に係る措置にあっては100分の7（現行100分の8）に、大阪湾臨海地域開発整備法に係る措置にあっては100分の10（現行100分の11）にそれぞれ引き下げるとともに、取得価額の最低限度をそれぞれ6億円（現行5億円）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

ロ 山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

ハ 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、対象施設の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用対象者の範囲を見直すとともに、償却割合

付 録

を 100 分の 10 (現行 100 分の 11) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度の適用期限を 2 年延長する。なお、高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度は、廃止する。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

ロ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を廃止する。

特定余暇利用施設の特別償却制度について、取得価額の最低限度を 1 億 3,000 万円 (現行 1 億 2,000 万円) に引き上げた上、基本構想の変更同意期限を 1 年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の店舗集団化計画に係る共同利用施設等を適用対象から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100 分の 11 (現行 100 分の 12) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 過疎地域に係る措置について、機械装置に係る償却割合を 100 分の 11 (現行 100 分の 12) に引き下げる。

ロ 過疎地域に類する離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置について、対象となる事業にソフトウェア業を追加し、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500 万円超 (現行 2,300 万円超) に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100 分の 11 (現行 100 分の 12) に引き下げるほか、過疎地域に類する要件の見直しを行った上、その適用期限を離島振興対策実施地域については 2 年、奄美群島については 3 年それぞれ延長する。

ハ 水源地域に係る措置について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500 万円超 (現行 2,300 万円超) に引き上げるとともに、償却割合を、機械装置にあつては 100 分の 12 (現行 100 分の 13) に、建物等にあつては 100 分の 7 (現行 100 分の 8) にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500 万円超 (現行 2,300 万円超) に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100 分の 11 (現行 100 分の 12) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、対象資産の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

林業経営改善計画を実施する者の林業用機械等の割増償却制度について、適用対象者の要件の見直しを行う。

優良賃貸住宅の割増償却制度について、適用対象となる住宅の要件の見直しを行う。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、適用対象から自転車駐車を除外するほか、都市再開発法の施設建築物及び雨水貯留・浸透施設の対象範囲を見直すとともに、割増率を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物については 100 分の 12 (現行 100 分の 14) に、沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物については 100 分の 9 (現行 100 分の 12) にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。

準備金方式による特別償却制度について、準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組するとともに、取崩し方法の見直しを行う。

(3) 準備金等

電子計算機買戻損失準備金制度について、特別買戻損失の発生割合の計算方法を見直した上、その適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立てを収入金額50億円以下の部分に限るとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率を100分の8（現行100分の9）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農用地等を取得した場合の課税の特例制度について、対象資産の範囲の見直しを行う。

鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる試験研究用資産の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が取得する試験研究用資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の指定支援機関が行う業務に充てるための負担金を除外する。

欠損金の繰越期間の特例制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る措置を廃止した上、次に掲げる措置の適用期限を2年延長する。

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者に係る措置

ロ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者に係る措置

ハ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づく認定事業者に係る措置（欠損金の繰戻しによる還付の不適用の除外措置を含む。）

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併、農業協同組合と農業協同組合との合併、森林組合合併助成法の認定を受けて行われる森林組合の合併及び漁業協同組合合併促進法の認定を受けて行われる漁業協同組合の合併に係る次の措置について、その前提となる取扱いが企業組織再編成に係る税制の整備によって変更されることに伴い、これらの措置を見直し、平成16年3月31日までの間、新たな企業組織再編成に係る税制の下でその取扱いを継続する措置を講ずる。

イ 特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入等の特例等

ロ 農業協同組合合併助成法に係る清算所得に係る課税の特例措置等

ハ 森林組合合併助成法及び協同組合合併促進法に係る清算所得に係る課税の特例措置等

(4) 登録免許税の特例

農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の18（現行1,000分の15）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

付 録

(注) 上記の改正は、平成 14 年 1 月 1 日以後に生前一括贈与により取得する農地等に係る登録免許税について適用する。

農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる事業譲渡に事業の一部譲渡を追加し、当該一部譲渡の税率を次のように軽減した上、その適用期限を 3 年延長する。

イ 所有権の移転登記 1,000 分の 25 (本則 1,000 分の 50)

ロ 賃借権等の移転登記 1,000 分の 12.5 (本則 1,000 分の 25)

ハ 抵当権等の移転登記 1,000 分の 1.5 (本則 1,000 分の 2)

特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 4 (現行 1,000 分の 3) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 4 (現行 1,000 分の 3) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

日本鉄道建設公団が旧日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登録免許税の免税措置について、所要の経過措置を講じた上、旧日本国有鉄道清算事業団等の全額出資に係る法人が土地等を取得した場合の免税措置を廃止する。

3 適用期限の延長

- (1) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 5 年延長する。
- (2) 次に掲げる特別措置の適用期限を 3 年延長する。

保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険及び火災共済等に係る積立率の特例
探鉱準備金又は海外探鉱準備金

- (3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2 年延長する。
- (4) 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。

山林所得に係る森林計画特別控除

中小企業者等の機械の特別償却

経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却

鉱業用坑道等の特別償却

中小企業等の貸倒引当金の特例

農用地利用集積準備金

共同で現物出資をした場合の課税の特例

国産石油アスファルト等に係る石油税の還付

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税

農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取
得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

農業共済組合が合併により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減

産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記に対する登録免許税の税率の軽減

防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を 1 年延長する。

中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

清酒等に係る酒税の税率の特例

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

贈与税の納税猶予の特例を受けている者が、特定農業生産法人に対し特例適用農地等について使用貸借による権利の設定をした場合において納税猶予を継続する特例

七 その他

1 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、次の措置を講ずる。

(1) 法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる独立行政法人に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないこととする要件を不要とする。

(2) その贈与等に係る財産について、その財産を受けた法人の当該贈与等に係る公益を目的とする事業の用に供され、又は供されると見込まれるまでの期間が、やむを得ない事情があることにより当該贈与等のあった日以後 2 年を超えると認められる場合には、当該期間を国税庁長官の認定した日まで延長することができるものとする。

（注）上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に行う財産の贈与等について適用する。

(3) 非課税の適用を受けてした財産の贈与等につき国税庁長官の承認の取消しがあった場合において、その承認の取消しの時においてその承認を受けていた者が死亡しているときは、その納付すべき所

付 録

得税に係る延滞税の計算の起算日(現行 その者の死亡した日の翌日から4か月を経過した日)を、その取消しの通知をした日の翌日とする。

(注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う承認の取消しについて適用する。

- 2 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の改正を行う。
 - (1) 非課税の特例の対象に、重要文化財を独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館に譲渡した場合を加える。
 - (2) 2分の1課税の特例の対象に、重要文化財に準ずる文化財のうち独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用すべきものをこれらの独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- 3 受取配当等の益金不算入制度等の対象となる公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額について、信託約款上の信託財産への株式以外の資産の組入限度割合の区分に応じた益金不算入割合とする等の見直しを行う。
- 4 シルバー人材センター連合の特定公益増進法人としての主たる目的である業務に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により追加された業務を加える。
- 5 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に、新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術実用化開発補助事業、福祉用具実用化開発推進事業等に係る助成金を加える。
- 6 外国税額控除制度について、控除対象となる外国法人税から、我が国の法人税と著しく性質を異にする税、専ら租税回避に利用することを目的として納付した外国の法人税等を除外する。
- 7 独立行政法人航空大学校の教育に関する役務の提供に係る消費税の非課税措置について、年間の授業開始回数に係る要件を4回以内(現行3回以内)とする。
- 8 みりん等に係る酒税の税率の特例措置について、その対象酒類に合成清酒を加えた上、特例税率を適用する範囲を見直すとともに、適用税率をしょうちゅうと同様の税率とする。

(注) 上記の改正は、平成13年5月1日から実施する。
- 9 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の対象範囲に、ポリアクリル酸又はポリアクリル酸塩の製造のためアクリル酸の重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 10 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

- 1 税理士制度について、税理士法人制度の創設、税理士試験制度の見直し等所要の措置を講ずる。
- 2 以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

付 録
(別表)

平成 13 年度税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改 正 事 項		平 年 度	初 年 度
1. 住宅税制			
(1)	新住宅ローン減税制度の創設	9,410	40
(2)	住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の拡充	110	110
2. 中小企業投資促進税制等			
(1)	中小企業投資促進税制	1,210	940
(2)	中小企業技術基盤強化税制	60	20
3. 社会経済情勢の変化への対応			
(1)	電子計算機の耐用年数の短縮	460	340
(2)	贈与税の基礎控除の引上げ	170	170
(3)	相続税の小規模宅地等の特例の拡充	250	110
(4)	医療用機器等の特別償却	60	40
4. その他の租税特別措置			
企業関係租税特別措置の整理合理化		+ 40	+ 40
内訳	中小企業等基盤強化税制	+ 10	+ 10
	電子計算機買戻損失準備金	+ 20	+ 20
	プログラム等準備金	+ 10	+ 10
合 計		11,690	1,730

(注) 新住宅ローン減税制度による平年度減収額は、平成 13 年 7 月から平成 15 年までの居住分について、改正前の制度（平成 13 年後期中に居住の用に供することとした場合に適用される制度）に比して増加する減収額の合計としている。

別紙一 引当金等の取扱い

1 受取配当等の益金不算入

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る特定株式の保有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の保有期間に分割法人等の保有期間を含める。
- (2) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る配当がある場合に、分割承継法人等がその株式について短期所有株式の判定をするときは、分割法人等におけるその株式の配当計算期間の末日から起算して1月前の日の株式数、その末日以前1月以内に取得した株式数（適格組織再編成の直前の時までに取り得たものに限る。）等について、分割承継法人等に移転した株式数の割合に応じて調整した数を分割承継法人等におけるそれぞれの株式数等を含める。

この場合において、分割法人等は、分割承継法人等における短期所有株式の判定の基礎に含められた株式数を除いて短期所有株式の判定をする。

2 棚卸資産

適格分割型分割又は適格合併により移転を受けた棚卸資産の期末評価額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度において期末評価額の計算の基礎となった取得価額とする。

3 減価償却資産

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等において償却限度額の計算の基礎となった取得価額とする。
(注) 適格組織再編成の場合には、償却超過額を含むその直前の帳簿価額で引き継がれることになる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により減価償却資産を移転する場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する減価償却費を計上することができる。

4 一括償却資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、一括償却資産に係る一括償却対象額（損金算入未済額。以下同じ。）のうち移転する事業との対応関係が明らかな部分の金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により一括償却資産に係る一括償却対象額を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により一括償却資産に係る一括償却対象額の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

5 繰延資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、移転する資産・負債又は契約に密接に関

付 録

連する繰延資産は、これらの資産等に伴って引き継ぐものとする。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により均等償却する繰延資産を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する償却費を計上することができる。

6 繰延消費税額等

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、繰延消費税額等（損金算入未済額。以下同じ。）のうち移転する事業との対応関係が明らかな部分の金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により繰延消費税額等を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により繰延消費税額等の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

7 社債等の発行差益

- (1) 適格組織再編成により社債等を移転した場合には、その社債等に係る発行差益は、分割承継法人等に引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により社債等を移転する場合においても、分割法人等はその社債等に係る発行差益につきその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を益金の額に算入する。

8 圧縮記帳

- (1) 国庫補助金等に係る圧縮記帳及び保険金等に係る圧縮記帳については から までのとおりとし、工事負担金に係る圧縮記帳及び交換に係る圧縮記帳については のとおりとし、特定の資産の買換えに係る圧縮記帳については から までのとおりとする。

圧縮記帳の対象となる資産（以下「対象資産」という。）の取得等をした事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象資産を移転する場合においても、分割法人等は分割等の直前において対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

対象資産の取得等がされていない事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立が行われる場合においても、分割承継法人等において対象資産の取得等を見込まれるときは、分割法人等は分割等の直前に特別勘定を設けることができる。

適格分割、適格現物出資及び適格事後設立の場合においても、分割承継法人等において対象資産の取得等を見込まれるときは、分割法人等はその有する特別勘定を引き継ぐことができる。

適格組織再編成により特別勘定の引継ぎを受けた分割承継法人等が対象資産の取得等をしたときは、その対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

適格組織再編成により移転を受けた圧縮記帳後の買換資産について、分割承継法人等が分割法人等の取得日から1年以内に移転を受けた事業の用に供しないときは、分割承継法人等において

その買換資産の圧縮記帳による損金算入相当額を益金の額に算入する。

- (2) 適格組織再編成により移転を受けた国庫補助金等、工事負担金、保険金等、交換及び特定の資産の買換えに係る圧縮記帳の適用を受けた資産の取得価額について、圧縮記帳によりその資産の取得価額に算入されなかった金額は、その移転を受けた資産の取得価額に算入しない。

9 貸倒引当金

- (1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格組織再編成により個別評価金銭債権を移転した場合には、その個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事業年度において益金の額に算入する。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により個別評価金銭債権を移転した場合においても、分割法人等はその直前に個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れができる。
- (3) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格分割型分割又は適格合併により一括評価金銭債権を移転した場合には、その移転する一括評価金銭債権の割合に応じた貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度において益金の額に算入する。
- (4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の貸倒引当金の繰入限度額は、その分割等により移転する金銭債権を除いて計算する。
- (5) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と一括評価金銭債権に係る貸倒引当金とを区分し、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、その個別評価金銭債権に係る債務者ごとの繰入限度額に基づき損金算入額を計算する。
- (6) 貸倒引当金の貸倒実績率については、適格合併の場合にあっては合併法人の貸倒損失等の金額に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当局の承認を受けたときは、その方法により計算される割合とすることができる。

10 返品調整引当金

- (1) 適格組織再編成により返品調整引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る売掛金又は販売高の割合に応じた金額を引き継ぐこととし、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象事業を移転した場合においても、分割法人等はその直前にその対象事業に係る返品調整引当金の繰入れができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の返品調整引当金の繰入限度額は、その移転する対象事業を除いて計算する。
- (4) 返品調整引当金の返品率について、適格合併の場合にあっては合併法人の販売対価の合計額等に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当局の承認を受けたときは、その方法により

付 録

計算される割合とすることができる。

11 退職給与引当金

- (1) 組織再編成が行われた場合において、次の要件に該当するときは、その使用人の退職給与の要支給額の割合に応じた退職給与引当金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。

その使用人がその組織再編成に際して分割法人等から退職給与の支給を受けていないこと。

分割承継法人等の退職給与規程にその使用人の分割法人等における勤務期間を通算して退職給与を支給する旨の定めがあること。

組織再編成により移転する事業に従事していた使用人の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人等において引き続き業務に従事することが見込まれていること。

- (2) 事業年度の中で分社型分割、現物出資又は事後設立に伴い使用人が分割承継法人等の業務に従事することとなった場合においても、上記(1) から までの要件に該当するときは、分割法人等はその直前に退職給与引当金の繰入れができることとする。

- (3) 分割承継法人等の組織再編成（退職給与引当金が引き継がれたものに限る。）の日の属する事業年度において移転使用人が退職した場合、分割承継法人等が取り崩すべき退職給与引当金の金額は、その組織再編成の直前の時を前事業年度終了の時とみなし、かつ、その組織再編成の直前の時における分割法人等の退職給与規程を分割承継法人等のその前事業年度終了の時における退職給与規程とみなして計算した金額とする。

この場合において、その使用人に係る取崩額は、分割法人等から引き継いだ退職給与引当金の総額を限度とする。

12 賞与引当金

- (1) 適格分割型分割又は適格合併に伴い分割法人等の使用人等が分割承継法人の業務に従事することとなった場合には、その使用人等の数の割合に応じた賞与引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額はその分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度において益金の額に算入する。

- (2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の賞与引当金の繰入限度額は、分割承継法人等の業務に従事することとなる使用人等を除いて計算する。

13 特別修繕準備金・引当金

（特別修繕準備金）

- (1) 適格組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合には、その対象資産に係る特別修繕準備金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により特別修繕準備金の対象資産を移転する場合においても、分割法人等はその直前にその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する特別修繕準備金の積立てができる。

- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合におけるその特別修繕準備金の取扱いについては、次のとおりとする。

適格組織再編成に該当しない分社型分割、現物出資又は事後設立により移転する対象資産に係る特別修繕準備金については、分割法人等においてその分割等の日における金額をその日を含む事業年度の益金の額に算入する。

適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により移転する対象資産に係る特別修繕準備金については、分割法人等において分割等の日の前日における金額をその日を含む事業年度の益金の額に算入する。

- (4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により対象資産が移転する場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度においてその対象資産に係る特別修繕準備金の積立ができないものとする。

(特別修繕引当金)

- (1) 適格組織再編成により特別修繕引当金の対象資産の移転を受けた分割承継法人等は、引き続き特別修繕引当金の繰入れができる。
- (2) その他特別修繕準備金に準じた規定の整備を行う。

14 製品保証等引当金

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により製品保証等引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る収益の額に応じた金額を引き継ぐこととし、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- (2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の製品保証等引当金の繰入限度額は、その移転する対象事業を除いて計算する。

15 有価証券

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により売買目的有価証券を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時における時価法適用後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその評価益又は評価損に相当する金額の戻入れをする。
- (注) 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により売買目的有価証券を移転した場合には、時価法を適用せず、その時の帳簿価額により引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により償還有価証券を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間を一事業年度とみなして、その移転した償還有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券に係る調整差益又は調整差損の計算をする。

16 有価証券の空売り等及びデリバティブ取引

適格分割型分割又は適格合併により未決済の有価証券の空売り等又は未決済のデリバティブ取引に係る契約を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時のみなし決済による利益の額又は損失の額に相当する金額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその利益の額又は損失の額に相当する金額の戻入れをする。

付 録

17 ヘッジ処理

適格組織再編成によりヘッジ処理の対象となっていた資産等とその手段となっていたデリバティブ取引等を移転した場合には、分割承継法人等にそのヘッジ処理を引き継ぐ。

18 外貨建取引の換算等

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により期末時換算法の対象となる外貨建資産等を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時点における期末時換算法を適用した後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその為替換算差額相当額の戻入れをする。
- (2) 適格組織再編成により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合には、その為替予約差額の配分計算を分割承継法人等引き継ぐ。
- (3) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、その為替予約差額の配分計算をする。

19 長期割賦販売等

- (1) 適格組織再編成により長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き延払基準を適用することができる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により長期割賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間について延払基準を適用することができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により長期割賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その契約に係る収益の額及び費用の額のうち益金の額及び損金の額に算入されていなかった金額を、その組織再編成の日（分割型分割又は合併の場合にあっては、分割等の日の前日）の属する事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

20 工事進行基準

- (1) 適格組織再編成により長期大規模工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用する。
- (2) 適格組織再編成により工事進行基準を適用しているその他の工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用することができる。
- (3) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により工事に係る契約を移転する場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、長期大規模工事にあっては工事進行基準を適用し、工事進行基準の適用が認められるその他の工事にあっては工事進行基準を適用することができる。

21 欠損金の繰越控除

- (1) 被合併法人等の繰越青色欠損金額の引継ぎ

適格合併の場合に、被合併法人の繰越青色欠損金額（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度（合併法人の合併の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。）において生じた青色欠損金額のうち、被合併法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額）があるときは、当該繰越青色欠損金額は、合併法人に引き継ぎ、合併の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

適格分割型分割（分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）の場合に、分割法人の繰越青色欠損金額（分割法人の分割の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度（分割承継法人の分割の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。）において生じた青色欠損金額のうち、分割法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額）があるときは、当該繰越青色欠損金額は、分割承継法人に引き継ぎ、分割の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

繰越青色欠損金額の引継ぎに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 繰越青色欠損金額に係る制限

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格合併又は適格分割型分割（分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）が行われた場合には、その被合併法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、被合併法人等の繰越青色欠損金額として引き継ぐことはできない。

(注) みなし共同事業要件は、共同事業を行うための組織再編成に該当するか否かの要件（事業関連性、事業規模比率・経営参画）とともに、その事業が上記の資本関係を有することとなった後その組織再編成までに著しく変化していないこととする（以下同じ。）

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成が行われた場合には、分割承継法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、その分割承継法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、ないものとする。

上記及びの措置により引継ぎ又は繰越控除が制限される金額の限度額をその資本関係を有することとなった日における資産の価額等に基づき計算することができる特例を設ける。

(3) 被合併法人等の繰越災害損失欠損金額の引継ぎ

適格合併又は適格分割型分割（分割法人の事業の全部を移転し、かつ、その分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）の場合には、被合併法人等の繰越災害損失欠損金額について、上記(1)に準じてその合併法人等に引き継ぐ。

22 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成が行われた場合において、分割承継法人等がその適格組織再編成の日の属する事業年度開始の日

付 録

から3年を経過する日（その日とその資本関係を有することとなった日から5年を経過する日後となる場合には、その5年を経過する日）までの期間内に、その適格組織再編成により分割法人等から移転を受けた資産のうち分割法人等がその資本関係を有することとなる前から有していたもの又は分割承継法人等がその資本関係を有することとなる前から有していた資産（棚卸資産等のうち土地以外のものを除く。）の譲渡等をしたことにより損失（通常の償却が行われている減価償却資産の除却等の損失を除く。）を計上したときは、その事業年度におけるそれぞれの資産の損失の額が譲渡等による利益の額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。

23 所得税額控除

- (1) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割承継法人等が原則法によりその控除所得税額を計算するときは、その所有期間に分割法人等の所有期間を含める。
- (2) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割法人等又は分割承継法人等が簡便法によりその控除所得税額を計算するときは、利子配当等の計算期間の開始時における所有元本数は、移転元本数等により調整した数とする。

24 外国税額控除

- (1) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転する場合には、分割承継法人等は、分割法人等の繰越控除余裕額及び繰越限度超過額のうち、分割承継法人等における外国税額控除の計算に含めるものとして合理的に計算できる金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 適格組織再編成により外国子会社の株式を移転した場合において、外国税額控除の適用に係る所有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の所有期間に分割法人等の所有期間を含める。外国孫会社に係る外国税額控除の適用に係る所有期間要件の判定においても同様とする。
- (3) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転した場合において、分割法人等が外国税額控除の適用を受けていた外国法人税の額が適格組織再編成後に減額されたときは、分割承継法人等において減額された外国法人税の額として合理的に計算できる金額を分割承継法人等の控除対象外国法人税の額から減額するものとする。

25 中間申告・納付

適格合併に係る合併法人が合併の日の属する事業年度（吸収合併の場合は、その翌事業年度を含む。）において前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度（その事業年度が6月に満たない場合には、その前事業年度）における法人税額を加算する。

26 みなし事業年度

事業年度の中途において分割型分割又は合併により資産及び負債を移転した場合には、分割型分割にあってはその事業年度開始の日から分割型分割の前日まで及び分割型分割の日からその事業年度の末日までの期間、合併にあってはその事業年度開始の日からその合併の前日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

27 その他

(1) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う法人が分割により分割承継法人にその退職年金業務等に係る事業を移転した場合におけるその退職年金等積立金に対する法人税の課税標準となる退職年金等積立金の額は、分割法人については分割の日（当該分割が分割型分割である場合には、分割の日の前日）を含む事業年度開始の時点における移転退職年金等積立金額（分割により移転した退職年金等積立金額をいう。以下同じ。）とし、分割承継法人については分割の時点における移転退職年金等積立金額とする。

(2) 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

分割による特定信託の承継について、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継、不服申立人の地位の承継、滞納処分の効力の続行の規定を設ける。

(3) その他所要の措置を講ずる。

付 録

別紙二 特別税額控除、準備金等の租税特別措置の取扱い

1 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額は次のとおりとする。

(1) 吸収分割又は現物出資（被現物出資法人が設立されるものを除く。）の場合

分割法人又は現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額
分割承継法人又は被現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に上記 の金額を加えた金額

(2) 新設分割、現物出資（被現物出資法人が設立されるものに限る。）又は事後設立の場合

分割法人、現物出資法人又は事後設立法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人 その事業年度に応じ次の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

イ 設立事業年度 本制度の適用なし

ロ 設立事業年度後の事業年度 各法人の自己の試験研究費の実績に基づいた比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を残存事業に係るものと移転事業に係るものに合理的な方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を算定することができる。

2 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等及び分割承継法人等のそれぞれの基準年度の製品輸入額の計算方法については、上記1の方法に準じた方法とする。

3 その他の特別税額控除

(1) リース税額控除の適用を受けた法人について、リース期間中における適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により税額控除の対象となったリース資産を指定事業の用に供しなくなった場合には、リース税額控除実施額の取戻し課税は行わない。

(2) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。

適用対象法人が設立5年以内の中小企業者等である場合、その適用対象となる中小企業者等の設立の日の判定は、次のとおりとする。

イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ 被現物出資法人に該当する法人（現物出資法人が行っていた事業を引き続き行うものに限

る。) 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日(現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日)

ニ 被事後設立法人に該当する法人(事後設立法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。) 事後設立法人の設立の日

適用対象法人が一定割合以上の試験研究費を支出する法人である場合において、その割合の算定の基礎となる前1年間の総収入金額及び試験研究費の額は、次のとおりとする。

イ 分割承継法人又は被現物出資法人(分割又は現物出資により設立される法人を除く。) 分割承継法人等の前1年間の総収入金額及び試験研究費の額に分割法人等の総収入金額及び試験研究費の額を加えた金額

ロ 分割承継法人若しくは被現物出資法人(分割又は現物出資により設立される法人に限る。)又は被事後設立法人 分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の総収入金額及び試験研究費の額

4 特別償却

(1) 組織再編成により被合併法人等から引き継いだ特別償却対象資産に合併等特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

適格組織再編成により特別償却対象資産を移転した場合において、その特別償却対象資産につき当該移転直前に特別償却不足額(被合併法人又は分割型分割の分割法人にあっては合併又は分割の日の前日を含む事業年度において、分社型分割の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人にあっては分割、現物出資若しくは事後設立の日を含む事業年度において、それぞれ生じたものに限る。)があるときは、その移転の日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の特別償却を認める。特別償却準備金の積立てにおいても同様とする。

(2) 特別償却準備金

特別償却準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組し、その取崩しについては、7年間の均等取崩し(耐用年数10年未満の資産については、5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数での均等取崩し)を原則とし、その減価償却資産を有しないこととなった場合には、その減価償却資産に係る特別償却準備金の残高を取り崩す。

特別償却準備金を積み立てている法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特別償却準備金に係る減価償却資産を移転した場合には、その移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金を引き継ぐ。

上記の改正前の規定により積み立てた特別償却準備金については、適格組織再編成があった場合においても、その引継ぎは認めない。ただし、移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金の金額を合理的な方法により計算した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより計算した特別償却準備金の引継ぎを認める。

(3) その他

特定医療用建物の割増償却、優良賃貸住宅等の割増償却、特定再開発建築物等の割増償却又は倉庫用建物等の割増償却について、その適用期間の途中で適格組織再編成により分割承継法人等にその対象資産を移転した場合には、その対象資産を分割法人等と同じ事業の用に供すること等の要件

付 録

を満たす場合に限り、その残存適用期間について割増償却の適用を認める。

5 準備金

(1) 海外投資等損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等を移転した場合には、海外投資等損失準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が有する特定株式等に係る特定法人が組織再編成により特定法人に該当しないこととなった場合には、海外投資等損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。

(2) 特定海外債権に係る海外投資等損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を移転した場合には、特定海外債権に係る海外投資等損失準備金を引き継ぐ。

組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を移転した場合において、組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度における分割承継法人等の特定海外債権に係る海外投資等損失準備金の積立限度額の計算の基礎となる基準日現在の特定海外債権の金額については、分割法人等の基準日現在の特定海外債権の金額を加算する。

(3) 自由貿易地域投資損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等を移転した場合には、自由貿易地域投資損失準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が有する特定株式等に係る認定法人が組織再編成により認定法人に該当しないこととなった場合には、自由貿易地域投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。

(4) 創業中小企業投資損失準備金

中小企業投資育成株式会社が有する特定株式に係る特定会社が組織再編成により特定会社に該当しないこととなった場合には、創業中小企業投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。

(5) 金属鉱業等鉱害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、金属鉱業等鉱害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、準備金積立法人が金属鉱業等鉱害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した金属鉱業等鉱害防止準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(6) 特定災害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場（以下「特定施設」という。）を移転した場合には、特定災害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、その組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度において分割承継法人等がその採取予定数量、廃棄物の最終処分の予定数量又は採掘予定数量のうちの残存数量等に応じ

た金額を積み立てることを認める。

(7) 維持管理積立金に係る特定災害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、維持管理積立金に係る特定災害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、準備金積立法人が維持管理積立金に係る特定災害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した特定災害防止準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(8) 特定都市鉄道整備準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、特定都市鉄道整備準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、準備金積立法人が特定都市鉄道整備準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した特定都市鉄道整備準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(9) ガス熱量変更準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、ガス熱量変更準備金を引き継ぐ。

(10) 電子計算機買戻損失準備金

準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人又は合併法人に特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の買戻し義務を移転した場合には、電子計算機買戻損失準備金を引き継ぐ。

適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ電子計算機買戻損失準備金の金額は、分割承継法人に移転する事業に係る特定電子計算機の販売収入金額に応じた金額とする。

分割型分割により分割承継法人に特定電子計算機の買戻し義務を移転した場合には、当該分割型分割の日を含む事業年度以後の事業年度における電子計算機買戻損失準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別買戻損失の発生割合は次のとおりとする。

イ 分割法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の発生割合

ロ 新設分割により設立された分割承継法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の発生割合

ハ ロ以外の分割承継法人 分割法人の分割前の収入金額又は買戻価額と当該分割承継法人の分割前の収入金額又は買戻価額との合計額により計算される特別買戻損失の発生割合

ただし、分割法人の分割前の特定電子計算機に係る買戻価額及び収入金額を合理的な算定方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより特別買戻損失の発生割合を計算することができる。

(11) プログラム等準備金

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金以外の準備金

イ 準備金積立法人が適格合併を行った場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。

ロ 準備金積立法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に登録汎用プログラム、登録制御プログラム、登録役務提供又は認定データベース（以下「移転プログ

付 録

ラム等」という。)の全部を移転した場合には、その適格分割等はプログラム等準備金の取崩し事由に該当しないこととするとともに、分割承継法人等が適格分割等の日を含む事業年度以後の事業年度において移転プログラム等に係る収入金額に応じてプログラム等準備金を積み立てることを認める。

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金

イ 準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人等に統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムについての無償補修義務を移転した場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。

ロ 適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐプログラム等準備金の金額は、分割承継法人に移転する無償補修義務に係る統合情報処理システムサービスの収入金額に応じた金額とする。

(12) 使用済核燃料再処理準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、使用済核燃料再処理準備金を引き継ぐ。

(13) 原子力発電施設解体準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、原子力発電施設解体準備金を引き継ぐ。

(14) 保険会社等の異常危険準備金及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金

準備金積立法人が組織再編成により分割承継法人等に責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を移転した場合には、異常危険準備金を引き継ぐ。

分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ異常危険準備金の金額は、移転する保険契約に係る異常危険準備金の金額とする。

(15) 特別修繕準備金

別紙－13に前掲

(16) 探鉱準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等にその時において探鉱を行っている試掘権を移転した場合には、探鉱準備金を引き継ぐ。

適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ探鉱準備金の金額は、分割承継法人等に移転する鉱業事務所の収入金額に応じた金額とする。

(17) 海外探鉱準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、海外探鉱準備金を引き継ぐ。

(18) 農用地利用集積準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、農用地利用集積準備金を引き継ぐ。

(注) 上記(1)から(18)までのほか、適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により移転した資産等に係る準備金の分割法人等における益金算入の時期等について、別紙－1における引当金の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。

6 所得控除等

(1) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の対象金額の基礎となる探鉱準備金又は海外探鉱準備金の益金算入相当額には、上記5(16)又は(17)で引き継がれた探鉱準備金又は海外探鉱準備金

の益金算入相当額を含むこととする。

(2) 農用地等を取得した場合の課税の特例

農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の対象金額となる農用地利用集積準備金の益金算入相当額には、上記5(18)で引き継がれた農用地利用集積準備金の益金算入相当額を含むこととする。

適格合併により農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の適用を受けている農用地等に移転した場合には、その圧縮記帳によりその取得価額に算入されなかった金額は、農用地等の移転を受ける合併法人の農用地等の取得価額に算入しない。

7 土地譲渡益追加課税制度

(1) 適用対象となる土地の譲渡等の範囲について、適格現物出資又は適格事後設立による土地等の移転を除くものとし、適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による土地等の移転を含むものとする。

(2) 適格組織再編成により圧縮記帳制度に係る特別勘定が引き継がれた場合において、圧縮対象資産の圧縮記帳による損金算入額又は特別勘定の益金算入額は、分割承継法人等の土地譲渡利益金額から控除し、又は土地譲渡利益金額に加算する。

(3) 譲渡利益金額の計算及び短期所有土地等の判定について、適格組織再編成による土地等の移転があった場合には、土地等の取得日を引き継ぐ。

8 資産を譲渡した場合の所得の特別控除

(1) 収用換地等の場合の所得の特別控除制度

分割法人又は被合併法人が買取り等の申出を受けていた場合において、当該分割法人又は被合併法人が当該収用換地等による譲渡を行っていない場合で、かつ、その適格分割又は適格合併により対象資産を取得した分割承継法人又は合併法人が当該収用換地等による譲渡を行ったときは、その分割承継法人又は合併法人に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

適格組織再編成により収用等に伴い設けた特別勘定を引き継いだ場合において、代替資産を取得した場合以外の場合で取り崩すこととなったときは、分割承継法人等に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度又は特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

適格組織再編成があった場合において、一の買取りの事業につき、当該適格組織再編成に係る分割法人等において特別控除対象資産の買取りが行われ、かつ、当該適格組織再編成に係る分割承継法人等において特別控除対象資産（分割法人等から取得した当該事業に係る特別控除対象資産に限る。）の買取りが行われたときは、当該適格組織再編成に係る分割法人等のみ特別控除の適用を認める。

9 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

別紙一 8 に前掲

付 録

10 その他の租税特別措置法上の圧縮記帳制度

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例又は転廃業助成金等に係る課税の特例について、その圧縮記帳及び特別勘定の処理等につき別紙一における圧縮記帳制度及び特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。

11 特定外国子会社等の留保金課税の特例

適格組織再編成前に分割法人等が特定外国子会社等の留保金課税の特例の適用を受けていた場合において、分割承継法人等が特定外国子会社等から支払を受けた配当等のうち、配当支払日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度に相当する期間において分割法人等の益金の額に算入された課税済留保金額に相当する金額は、分割承継法人等の課税済留保金額として損金の額に算入する。

12 欠損金の繰越期間の特例

(1) 設備廃棄等に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額のうち設備廃棄等欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法人において当該設備廃棄等欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた設備廃棄等欠損金額がある場合における当該設備廃棄等欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

(2) 特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額のうち特例欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法人において当該特例欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた特例欠損金額がある場合における当該特例欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

適用対象となる特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人が内国法人である場合の設立の日の判定は次のとおりとする。

イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ 被現物出資法人に該当する法人（現物出資法人が行っていた事業を引き続き行うものに限

る。) 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日(現物出資により設立された法人にあつては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日)

二 被事後設立法人に該当する法人(事後設立法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。) 事後設立法人の設立の日

13 欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外

欠損金の繰戻し還付の不適用制度の対象から除外される法人が設立5年以内の中小企業者等である場合には、その適用対象となる中小企業者等の設立の日の判定については、上記12(2)と同様とする。

14 同族会社の留保金課税の不適用

同族会社の留保金課税の不適用制度の適用対象となる中小企業者等が会社分割に係る法人である場合には、その設立の日の判定は、次により行うものとする。

(1) 新設分割承継法人に該当する法人 各分割法人の設立の日のうち最も早い日

(2) 吸収分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日

15 その他

(1) 組織再編成に係る税制の整備に伴い、次の措置を廃止する。

上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例
利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等
銀行持株会社の創設等に係る課税の特例等

(2) その他所要の措置を講ずる。

付 録

別紙三 認定NPO法人制度に係る要件等

1 要件

(1) 基本的事項

情報公開

認定NPO法人（以下「認定法人」という。）は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を国税庁に提出することとし、国税庁は、過去3年分を一般に閲覧させなければならない。認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

また、国税庁は、認定法人が申請時に提出した書類を一般に閲覧させ、認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

- イ 資金に関する事項を記載した書類（収入源泉別の収入額の明細、借入金の明細等）
 - ロ 財又は役務の提供に関する事項を記載した書類（内容、料金、提供先の条件等）
 - ハ 取引に関する事項を記載した書類（一定の取引のある取引先とその金額等）
 - ニ 会員に関する事項を記載した書類（要件、会費、募集要綱、居住行政区域別の人数等）
 - ホ 寄附金の募集及び使途に関する事項を記載した書類（寄附金を充当することとなる具体的事業内容（予定）、募集の手段、募集の範囲、寄附金の使途の実績等）
 - ヘ 寄附者に関する事項を記載した書類（寄附者の住所・氏名又は名称とその金額等（閲覧させるものにあつては、一定金額以上のもの））
 - ト 報酬・給与に関する事項を記載した書類（役員のうち報酬を得ている者の氏名とその金額、従業員の氏名とその金額、給与規程等）
 - チ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、報酬を受けた役員の氏名等事業内容の適正性
 - イ 宗教活動、政治活動を行わないこと。
 - ロ 特定の者と特別の関係がないこと。
 - (イ) 営利法人、政治団体、宗教団体に対する寄附や助成を行わないこと。
 - (ロ) 認定法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対し、特別の利益を与えないこと。
 - ハ 総事業費のうち占める特定非営利活動に係る事業費の割合が100分の80以上であること。
 - ニ 寄附金の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充当すること。
 - ホ 助成金の支給を行う認定法人にあつては、助成先の募集・選定の仕組み、選定基準、選定者、助成内容をあらかじめ国税庁に提出するとともに、自ら開示すること。助成実績についても同様とすること。
 - ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び送金等の予定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の緊急を要する場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。
- ###### 運営組織の適正性
- イ 役員若しくは社員又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

□ 特定の法人・団体の役員若しくは使用人又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

経理の適正性

イ 外部監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われていること。

□ 使途秘匿金等不適切な経理がないこと。

相当な業績の持続可能性

全ての要件（初回申請時においては、一定のものを除く。）を過去2年間、満たしていること。

申請時に、認証した所轄庁の「法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由がない」旨の証明を受けていること。

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得若しくは得ようとし、又は他の者に得させた事実その他公益に反する事実がないこと。

(2) 活動実態に着目した要件

総収入金額のうちに占める寄附金及び助成金の額（寄附金総額）の割合が3分の1以上であること。

(注) 「総収入金額」及び「寄附金総額」の算定に当たっては、次のとおりとする。

- 1 総収入金額には、臨時的な収入、借入金収入、前期繰越利益等は含めない。
- 2 寄附金総額には、一者から受け入れた寄附金及び助成金（寄附金等）のうち、寄附金等の合計額の100分の2を超える部分の金額は含めない。
- 3 寄附金総額には、役員若しくは社員又はこれらの親族等の特殊関係者（役員等）からの寄附金は含めない。ただし、寄附金等の合計額に占める役員等からの寄附金の割合及び寄附者総数に占める寄附をした役員等の数の割合がいずれも100分の50を超えない場合の社員の寄附金については、この限りでない。
- 4 総収入金額及び寄附金総額には、次のものは含めない。
 - (1) 国・地方公共団体からの補助金
 - (2) 法律又は政令に基づき、国・地方公共団体の支出を得て行われる事業を行う場合の当該国・地方公共団体の支出額
- 5 寄附金総額には、一者につき年間3,000円未満の寄附金等は含めない。
- 6 寄附者の親族等の特殊関係者は、当該寄附者とみなす。

次のいずれかに該当するものであること。

イ 複数の市区町村（指定都市の区を含む。以下同じ。）の者から寄附金を受け入れていること。

□ 特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること。

ハ 特定非営利活動により直接、財又は役務の提供を受ける者が複数の市区町村にわたること。

(注)

- 1 同一市区町村の者からの寄附金、同一市区町村内の活動及び受益者については、いずれも100分の80以下であること。
- 2 隣接する市区町村がない場合は、この限りでない。

付 録

事業活動の相当部分（100分の50以上）が次のような活動でないこと。

イ 会員等に対する財又は役務の提供活動。ただし、対価を得ないで行われる会員等に対する財又は役務の提供活動を除く。

(注)

1 この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に財又は役務の提供を受ける者を含む。

2 認定法人に対する会員等の対価の支払で、少額の負担分や交通費等程度の実費負担分は、対価に含まない。

ロ 会員相互の交流、連絡、意見交換等その対象が会員等である活動

(注) この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に当該交流、連絡、意見交換等に参加する者を含む。

ハ 会員、特定の団体の構成員、特定の職域の者、特定の区域の者等その便益の及ぶ者の範囲が特定の範囲である活動

ニ 意匠、商標等の特定の物又は特定の者に着目した事業を行う活動

ホ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

2 その他

(1) 認定機関等

認定機関は、国税庁長官とする。

国税庁長官は、認定（その取消しを含む。）に関する事務の実施について必要な調査ができるものとする。

(2) 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(3) 取消し

国税庁長官は、次の場合に認定を取り消すものとする。

イ 一定の要件を満たさないことが判明した場合

ロ 認定時に要件を満たしていなかったことが認定後において判明した場合

ハ 申請書又は開示した書類に虚偽の記載があった場合

認定の取消しを受けた法人は、取消しの日後2年間は再申請が行えないものとする。

(4) その他

国税庁長官は、認定をしたとき若しくは当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を当該認定の申請をした法人に通知するものとする。認定をしないことを決定したとき又は認定を取り消したときは、その理由を合わせて通知するものとする。

国税庁長官は、認定をしたときは認定法人の名称及び所在地を公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は認定を取り消したときも、同様とする。

認定を受けようとする法人は、申請時に、上記1の要件に係る所要の事項を記載した書類等を主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。